

事 務 連 絡

令和 2 年 3 月 27 日

地区職域薬剤師会 担当者 各位

公益社団法人東京都薬剤師会

覚せい剤取締法改正のお知らせ

今般、覚せい剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）の一部改正に関連した「覚せい剤取締法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 2 年厚生労働省令第 15 号）が公布されました。

これにより、薬局で取り扱っている医薬品である覚醒剤原料（医薬品覚醒剤原料）について、患者等が不要となった調剤済当該医薬品を薬局が譲り受けることを可能とする規定・届出制が導入となるほか、薬局開設者に対して、帳簿の作成が義務付けられます。

帳簿につきましては、現在の「望ましい」から「義務」となりますので、帳簿を作成されていない場合は施行日（令和 2 年 4 月 1 日）までに作成されるよう、貴会会員にご周知いただきたく、取り急ぎお知らせいたします。

なお、都内の全薬局（令和 2 年 2 月 29 日現在）に対しましては、令和 2 年 4 月以降、東京都より、個別に周知はがき（覚醒剤取締法改正のお知らせ）が送付されますので、重ねてご周知のほどお願い申し上げます。